

第 2 期
柏原市下水道施設包括的管理業務

審査要領

令和 6 年

柏原市 上下水道部 下水工務課

この審査要領は、柏原市（以下「本市」という。）が第2期柏原市下水道施設包括的管理業務（以下「本業務」という。）に係るプロポーザルを実施するに当たり、当該プロポーザルの参加者（以下「参加者」という。）が提案する提案内容等の審査基準、かつ、各審査項目の技術評価及び価格評価の配点を示すものとして、本業務に係る参加者に配布するもので、以下の書類と一体をなすもの（以下「プロポーザル実施要領等」という。）である。

- ① 第2期柏原市下水道施設包括的管理業務 要求水準書
- ② 第2期柏原市下水道施設包括的管理業務 モニタリング基本計画
- ③ 第2期柏原市下水道施設包括的管理業務 審査要領
- ④ 第2期柏原市下水道施設包括的管理業務 提出書類作成要領及び様式集
- ⑤ 第2期柏原市下水道施設包括的管理業務 基本契約書（案）
- ⑥ 上記に関する質問回答書

目 次

1	審査方針	1
1-1	最優秀提案者の決定方法.....	1
1-2	選定委員会.....	1
1-3	資格審査	1
1-4	提案審査	1
2	契約候補者の決定	8
3	契約候補者の公表.....	8
	(別紙1) 契約候補者決定までの流れ.....	9

用語の定義

用語	定義
本市	: 柏原市をいう。
本業務	: 第2期柏原市下水道施設包括的管理業務をいう。
プロポーザル実施要領等	: 本業務におけるプロポーザル実施要領、要求水準書、モニタリング基本計画、審査要領、提出書類作成要領及び様式集、基本契約書（案）及び質問回答書の総称をいう。
参加者	: 本業務に係るプロポーザルに応募する単独企業又は共同企業体をいう。
民間企業	: 民間が経営を行う企業の総称をいう。
選定委員会	: 第2期柏原市下水道施設包括的管理業務公募型プロポーザル選定委員会をいう。
企画提案書等	: プロポーザル実施要領等に基づいて作成する書類・図書等をいう。
最優秀提案者	: 評価点が最高点の者をいう。（ただし、最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な参加者を最優秀提案事業者とする。）
契約候補者	: 柏原市と基本契約の締結を予定する者として、選定委員会が選定した者をいう。

1 審査方針

1-1 最優秀提案者の決定方法

最優秀提案者は、本プロポーザルの参加者が提案する提案内容等について、以下のとおり、参加者の技術力やノウハウによる企画提案、提案金額を総合的に評価し、決定する。

- ①資格審査において、プロポーザル実施要領等に基づき参加資格の有無について確認を行う。
- ②資格審査において、参加資格が確認できた参加者の提案を受ける。
- ③提案審査において、本市が第一次審査（企画提案書等の不備の確認、提案内容が要求水準を満たしているかの確認）を行い、第一次審査を満たした企画提案書等に対して、第二次審査（選定委員会が技術評価、本市が価格評価）を行う。
- ④選定委員会において、第二次審査（技術評価及び価格評価）における評価点の確認を行う。
- ⑤評価点が最も高い参加者を最優秀提案者、次に評価点の高い参加者を次点提案者として選定する。

1-2 選定委員会

本市は、最優秀提案者の選定に当たり、透明性の確保、公正公平な審査を実施するため、選定委員会を設置し、審査要領に基づき企画提案書等の審査を行う。なお、選定委員会の委員は内部委員で、委員長・副委員長・委員からなる5名で構成している。

ただし、参加者が最優秀提案者の選定前までに本業務について委員会の委員に直接・間接を問わず接触した場合、当該参加者は参加資格を失うことがあるので留意すること。

1-3 資格審査

本市は、参加者から提出されたプロポーザル参加表明書、構成企業一覧及び参加資格確認書類等について、プロポーザル実施要領等に示す参加資格要件を満たしているかの確認を行い、参加者に審査結果を通知する。参加資格要件を満たしていない者は失格とする。

1-4 提案審査

(1) 第一次審査

①企画提案書等の確認

本市は、参加資格審査を確認された参加者が提出した企画提案書等において、提出資料の不備についての有無を確認する。また、企画提案書等において、プロポーザル実施要領等に示す提案項目について確認を行い、一つでも提案項目が欠落している場合は失格とする。

②企画提案書等の審査

- ①企画提案書等の確認において不備等がなかった参加者が提出した企画提案書等につ

いて、第一次審査シートを基に提案内容が要求水準を満たしているかの確認を行う。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

(2) 第二次審査

①技術評価

技術評価は、第一次審査を通過した参加者の企画提案書等に示された提案内容について、選定委員会が評価を行う。

ア 審査方法

企画提案書等に示された内容を、次表の審査基準及び評価基準に基づき審査を行い、評価点をつける。

審査項目及び評価基準

審査項目		評価基準	配点
大項目	中項目		
実施能力	地域精通度	<ul style="list-style-type: none"> ・柏原市内における参加者（単独企業又は共同企業体）の作業拠点について評価する。 ・参加者（単独企業又は共同企業体）の受託実績を踏まえて、本業務対象地区（地理、地形等）の熟知度及び下水道管路施設等の精通度について評価する。 	9
提案内容	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を実施するための基本方針、実施体制図及び人員配置計画について評価する ・各業務の連携に関する考え方や業務継続に関するリスク管理等の考え方について評価する。 	3
	連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本市と参加者が迅速かつ効率的に情報共有ができる体制（利用機器や情報共有ツールなども含む）について評価する。 ・参考として、本市が想定する要件を示す（下記のすべてを満たすことを必須とするものではない）。 <ol style="list-style-type: none"> ①市職員と事業者が複数人で同時に利用できる ②大容量（100MB以上）の写真やデータのやり取りができる ③メッセージの履歴が残る ④市職員用の端末と回線が用意されている ⑤位置情報が容易に添付できる ⑥スマートフォンからも利用できる 	6
	配置予定技術者の資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定技術者の保有資格・経験について評価する。 ・業務継続に関するリスク管理等の考え方について評価する。 	3
	業務全般	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理情報（点検調査情報、住民対応、清掃及び修繕結果等）の整理・管理方法（電子媒体・紙媒体・GISの活用等）について評価する。 	6
	各業務の要求事項に対する考え方や提案	<p>【統括管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各業務の実施状況把握や案件管理の方法について評価する。 ・維持管理情報の評価、分析についての考え方について評価する。 ・各業務に関する参加者内での連携体制について評価する。 ・セルフモニタリングについて、業務全体にわたる方法と内容（協力企業も含む）、継続的改善の考え方について評価する。 ・業務全体の改善提案の方法と考え方について評価する。 <p>【日常的管理保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務における市民への対応や、報告の考え方について評価する。 ・本市からの連絡受信の方法や、連絡受信後の対応の流れについて評価する。 ・軽微な事象への対応、重大な事象への対応、安全確保、本市への報告方法について評価する。 ・住民対応等業務から、緊急清掃や緊急修繕への引継ぎ手順について評価する。 ・緊急修繕業務における、工法等の検討についての考え方を評価する。 ・定期清掃業務対象施設の監視方法や考え方について評価する。 	6

審査項目		評価基準	配点
大項目	中項目		
		【計画的管理保全】 <ul style="list-style-type: none"> ・交付金対象可否、排除方式、流域区分等の分類方法と考え方について評価する。 ・マンホール蓋改築における現場状況や条件に適合した施工管理（工程管理、安全管理等）の考え方について評価する。 ・不明水の原因特定のために実施可能な調査方法について評価する。 ・調査や改築に関する、新技術の導入やデータ管理の考え方について評価する。 	6
		【計画策定】 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理情報をストックマネジメント計画に反映する方法について評価する。 ・本市の下水道の特性・特徴を踏まえた計画の検討・立案の考え方について評価する。 ・計画策定に当たって、将来的なトータルコストを縮減するための考え方について評価する。 	6
		【災害予防業務】 <ul style="list-style-type: none"> ・警戒巡視の実施体制、実施手順について評価する。 ・警戒巡視の発動基準の考え方、降水量（予報、実測値）の確認方法について評価する。 ・土嚢配備等の方法、実施体制について評価する。 ・IOT を活用した遠隔監視の導入など、新技術の導入についての考え方について評価する。 	6
	危機管理・安全対策の提案	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時（作業中の事故等）において、想定される事象と基本的な考え方について評価する。 ・緊急連絡体制及び組織的なバックアップ体制等について評価する。 	3
	地域貢献に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者（単独企業又は共同企業体）及び協力企業に関して、地域の人材、柏原市の下水道管路施設に精通した企業（市内企業）等を適切に活用した実施体制（市内企業の数、委託する業務等）について評価する。 ・地域（住民等を含む）との連携及び協働並びに地域活性化への取組等について評価する。 ・災害時の協力等について評価する。 	9
ヒアリング・プレゼンテーション・	取組姿勢、対話力	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の下水道施設の現状把握や本業務の目的、内容等の理解が十分になされているかについて評価する。 ・企画提案の説明や質問に対する応答が適正になされているかについて評価する。 	6
技術点合計			75点

イ 技術評価点

次表評価点のとおり、3段階評価により技術評価点を算出する。なお、技術評価点は、審査項目ごとに小数点以下第一位を切り捨て、整数で求める。

技術評価点

審査	審査基準	得点化方法
A	当該審査項目について、具体性がありかつ優れた提案がなされていると認められる。	配点×1
B	当該審査項目について、具体性がある提案がなされていると認められる。	配点×2/3
C	当該審査項目について、要求水準に沿った最低限の内容があるが、具体性や提案がない。	配点×1/3

ウ プレゼンテーション・ヒアリング

第一次審査を通過した応募者は、選定委員会に対しプレゼンテーションを行い、委員からの質疑に対応すること。質疑では、提出のあった企画提案書に対して、不明瞭点等を確認する。プレゼンテーションにおける企画提案書に対する修正点や補足事項の数等は、審査の対象としない。

なお、プレゼンテーションの詳細については、第一次審査通過者を対象に別途電子メールにおいて通知を行う。

(ア) プレゼンテーションは、提出した企画提案書の内容についてパワーポイントを使用して具体的に説明するものとする。

(イ) プレゼンテーションは、一次審査通過者の1参加者当たり60分以内(説明20分、質疑応答40分)を予定している。なお、一次審査通過者の数によって変更する場合がある。

(ウ) 出席者及び説明者は10名以内とする。企画提案書の説明は、統括責任者が行うこと。質疑応答についても、統括責任者が回答することを原則とするが、各業務の詳細に関する質疑については、各業務に従事する主任技術者についても回答を許可する。なお、応募者である共同企業体の構成企業(代表企業を含む。)以外の者の出席は認めない。

(エ) プレゼンテーションの日時と場所

日時：令和7年2月12日(水)14:00から(予定)

場所：柏原市役所 本庁4階 大会議室3・4(予定)

(オ) プレゼンテーションの順番及び開始時刻

プレゼンテーションを行う順番については、別途くじにより決定し、令和7年2月上旬に第一次審査通過者ごとに開始時刻とあわせて電子メールにより通知する。

(カ) プレゼンテーション時における質疑応答の取扱い

プレゼンテーション時に選定委員からの質問に対する応募者の回答については、企画提案書の一部として取り扱う。

(キ) 注意事項

- ・プレゼンテーションは、審査の公平性・競争性を確保する観点から、対面形式で行うものとする。
- ・プロジェクター、スクリーン、マイクは本市（事務局）が用意する。パソコン、その他説明に必要なものがある場合は、参加者が用意すること。
- ・提出した企画提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは認められない。
- ・当日、追加資料等（パワーポイント等の説明資料を除く。）の配布は認めない。

②価格評価

本市は、次表に基づいて提案金額から価格評価点を算出する。なお、提案金額が見積り上限金額を超過している場合は失格とする。

価格評価点

審査基準	得点
提案金額が見積上限額と同額	5
提案金額が見積上限額の100%未満かつ85%以上	$134 \times \left(1 - \frac{\text{提案金額}}{\text{見積上限額}} \right) + 5$ <small>※小数点以下は切捨て</small>
提案金額が見積上限額の85%未満	25

③総合評価

本市は、第二次審査（技術評価及び価格評価）の結果を基に総合評価点を算出する。その後、選定委員会は、算出された総合評価点が妥当であるか確認を行う。総合評価点は以下のとおり決定する。

なお、総合評価点が60点未満となった参加者については、失格とする。

<p>総合評価点 = 技術評価点 + 価格評価点</p>

④最優秀提案者の選定

選定委員会は、総合評価点が最高点の者を最優秀提案者として選定する。また、次に高い総合評価点の者を次点提案者とする。ただし、最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な参加者を最優秀提案者とする。なお、最高点かつ提案金額が同額な参加者が複数いる場合は、審査項目の「各業務の要求事項に対する考え方や提案」における合計点の高い者を最優秀提案者とする。また、その時点において更に同点となる参加者が複数いる場合は、選定委員による多数決で最優秀提案者を選定する。

また、参加者が1者であった場合も一次及び二次審査を行い、総合評価点が60点以上であれば最優秀提案者とする。

なお、本市及び選定委員会は、参加者からの選定結果等に対する意義には一切応じない。

2 契約候補者の決定

本市は、選定委員会の選定結果を踏まえ、最優秀提案者を決定し、契約候補者とする。なお、本業務の契約交渉において、最優秀提案者と契約に至らなかった場合は、次点提案者を契約候補者とし、契約交渉を行う。

また、最優秀提案者又は次点提案者が契約交渉期間中にプロポーザル実施要領 5-8 契約手続き (2) 最優秀提案者と契約を締結できない場合となったとき、契約候補者とはしないものとする。

3 契約候補者の公表

本市は、契約候補者の選定過程の透明性を確保するため、契約候補者決定後、必要な資料を本市ホームページで公表する。

(別紙 1) 契約候補者決定までの流れ

【凡例】 : 選定委員会 : 柏原市(事務局)

